※組織や役員の種類、人数は、各町内会等の規模や実情にあわせて設定してください。

　なお、地縁団体として認可を受ける場合には、さらに必要な事項が生じます。

**○○○（町内会等名）会則**

**第１章　総　　則**

（名称及び事務所の所在地）

第１条　この会は、○○○（町内会等名）と称し、事務所を○○○（場所）に置く。

（区　域）

第２条　この会の区域は、○○○町字○○○、字○○○、字○○○の区域とする。

（目　的）

第３条　この会は、住民相互の連絡調整、親睦、福祉の増進を図るとともに、環境の整備等地域発展に資する共同活動を行うことを目的とする。

（事　業）

第４条　この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

⑴　会員相互の連絡調整に関すること。

⑵　地域の生活環境の改善及び向上に関すること。

⑶　会員相互の親睦、研修及び文化向上に関すること。

⑷　会員の福利厚生に関すること。

⑸　○○○（集会所等名）の管理運営に関すること。

⑹　その他、目的を達成するために必要なこと。

**第２章　会員及び会費**

（会　員）

第５条　第２条に定める区域に居住するものは、すべてこの会の会員になることができる。

（会　費）

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会費の減免）

第７条　特別な理由があると認められる会員については、会費を減額又は一定期間免除することができる。

（入　会）

第８条　この会の会員になろうとする者は、会長に入会申込書を提出するものとする。

（退　会）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

⑴　会の区域内に居住しなくなったとき。

⑵　死亡したとき。

⑶　会費を○年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

２　会員がこの会を退会しようとするときは、会長に退会届を提出しなければならない。

（拠出金品の不返還）

第10条　退会した会員が、既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しないものとする。

**第３章　組　　織**

（専門部）

第11条　この会に次の部を置く。

⑴　総務企画部

⑵　防災防犯部

⑶　環境衛生部

⑷　交通安全部

⑸　文化部

⑹　体育部

⑺　福祉部

⑻　広報部

⑼　施設管理部

２　前項の規定による部の担当業務は、別にこれを定める。

（班）

第12条　この会の効率的な運営のため、別に定める区割りをもって班を編成する。

２　班には、班内会員の意見を取りまとめたり、諸連絡業務を行うため、班内会員の互選により班長を置く。

**第 4 章　役　　員**

（役　員）

第13条　この会に、次の役員を置く。

⑴　会　　長　１名

⑵　副会長　○名

⑶　専門部長　○名

⑷　会　　計　○名

⑸　監　　事　○名

（役員の職務）

第14条　会長は、この会を代表し、会務を統括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

３　庶務は、この会の庶務を処理する。

４　会計は、この会の会計を処理する。

５　監事は、この会の業務及び会計について監査する。

（役員の選出）

第15条　役員は、総会において選出する。

２　監事は、他の役員と兼ねることができない。

（役員の任期）

第16条　役員の任期は、○年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

**第５章　総　　会**

（種類と招集者及び定足数）

第17条　総会は通常総会と臨時総会とする。

２　通常総会は、毎年1回○月に開催することとし、臨時総会は、会員の○分の１以上から請求があったとき、又は会長が必要と認めたとき、会長が招集する。

３　総会は会員の過半数の出席をもって成立する。

（議長及び議決事項）

第18条　総会の議長は、出席会員の中から選任し、次の事項を議決する。

⑴　事業報告及び収支決算に関すること。

⑵　事業計画及び収支予算に関すること。

⑶　会則の改廃に関すること。

⑷　役員の選任に関すること。

⑸　その他、この会の運営に係る重要事項に関すること。

（議　決）

第19条　総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。また、可否同数の場合は、議長がこれを決す。

（議事録）

第20条　総会の議事については、議事録を作成し、議長及び選任された議事録署名人○名が署名捺印しなければならない。

**第６章　役員会**

（招集者及び定足数）

第21条　役員会は、必要に応じ会長が招集し、役員の過半数の出席がなければ開会できない。

（議長及び議決事項）

第22条　役員会の議長は、会長があたる。

２　役員会は、次の事項を議決する。

⑴　総会の議決した事項の執行に関すること。

⑵　総会に付議すべき事項に関すること。

⑶　その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

**第７章　資産及び会計**

（資産の構成）

第23条　この会の資産は、次に掲げるものを持って構成する。

⑴　会費

⑵　寄付金品

⑶　資産から生ずる収入

⑷　別表に掲げる資産

⑸　その他の収入

（資産の管理）

第24条　資産は、会長が管理し、その方法は、役員会において定める。

２　別表に掲げる資産は、これを処分し又は担保に供することができない。

　　但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得てこれを処分し又は担保に供することができる。

（事業及び会計年度）

第25条　この会の事業及び会計年度は、毎年○月○日に始まり翌年○月○日に終わる。

附　　則

　この会則は、令和○年○月○日から施行する。